

平成18年第4回臨時会

滝川市議会会議録

第4回臨時会会議録目次

第1日目（平成18年10月23日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	行政報告	3
○発言の訂正について		1 3
○日程第 4	報告第 1号 専決処分について（滝川市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例）	2 2
○日程第 5	議案第 1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第5号）	
	議案第 2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2 3
○閉会宣告		3 4

平成18年第4回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成18年10月23日（月）

午前10時01分 開会

午後 2時04分 閉会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 報告第 1号 専決処分について（滝川市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

議案第 2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（20名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	窪之内 美知代 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	清 水 雅 人 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	20番	井 上 正 雄 君
21番	水 口 典 一 君	22番	坂 下 薫 君

○欠席議員（1名）

19番 藪 内 英 之 君

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	末 松 静 夫 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	理 事	谷 田 部 篤 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君	市 民 生 活 部 長	狩 野 道 彦 君
保 健 福 祉 部 長	居 林 俊 男 君	経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 部 長	岡 部 豊 君
教 育 部 長	小 田 真 人 君	教 育 部 参 事	大 竹 敏 章 君

教育部参事 佐藤好昭君
病院事務部長 東 照明君
総務課長 伊藤克之君
財政課長 西村 孝君
学校教育課主幹 吉川 修君

監査事務局長 山本幹夫君
秘書課長 若山重樹君
企画課長 舘 敏弘君
学校教育課長 佐々木 哲君

○本会議事務従事者

事務局長 飯沼清孝君
書記 寺嶋 悟君

副主幹 中川祐介君
書記 對馬美穂君

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成18年第4回滝川市議会臨時議会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は、20名であります。

欠席の申し出は、藪内議員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

この場合、10月16日付の人事異動に伴う職員の紹介を行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において渡辺議員、窪之内議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議 長 日程第3、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。市民、国民各位が深い関心の中に第4回滝川市議会臨時会が招集され、ご提案を申し上げます心の教育推進のための緊急プログラムなどについて滝川の教育の対応と新たな発展を求めていく上で重要な局面を迎えているわけであります。ぜひともご慎重なご審議の中にご賛同いただきますように前段お願いを申し上げたいと存じます。

議長の発言の許可をいただきましたので、市内小学校女子児童の自殺の件につきまして市長の立

場からの行政報告を行います。

市内小学校における痛ましい女子児童の自殺につきまして、みずから命を絶たざるを得なかった児童、ご遺族の皆様、さらには市議会議員、市民各位に対しまして、学校の設置者及び教育委員、特に教育長の選任を行う立場にある市長として深くおわびを申し上げます。

児童の自殺の原因と、その対応について、10月5日、教育委員会からの報告を受け、いじめへの対応と、その把握が不十分であり、児童の苦しみ、ご遺族の心情に対する配慮に欠けた対応を深く反省し、直ちに学校の設置者としてご遺族に謝罪をし、あわせて報道を通じて市民、国民の皆様におわびとともに、経緯について発表をさせていただきました。10月14日、教育委員会の指揮監督のもとに教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる立場にあった前教育長が辞意を表明されまして、同日の教育委員会において辞任が承認されたことから、任命権者であります市長として同日付で同意したところでもあります。また、教育委員長におきましても16日開催の教育委員会で本人のかたい決意のもとに辞任が承認されました。このことにつきましても市長として同日付で同意をしたところでもあります。また、前教育部長及び指導室長については、一連の対応に不十分な点があり、議会及び市民の皆様にご迷惑をかけ、滝川市の教育行政の信頼を著しく損ねる結果となりましたことから、10月16日付をもって停職2カ月の懲戒処分を行ったところでもあります。

今後私といたしましては、事実の検証をしっかりと行っていただき、問題、課題を早期に整理をして、効果的な施策を迅速に講ずるように教育委員会に強く要請する考えであります。教育委員会におきましては、このため事務局人事の刷新が行われました。さらに、心の教育推進本部の設置と専任職員の配置が行われたところでもあります。緊急に取り組む課題は直ちに、そして中長期に取り組む課題については有識者の参画を得て心の教育推進プランを策定をし、着実に実行する、そういう方針を打ち出しておりますので、市長といたしましても予算編成の立場から十分な支援をする考えであります。今後いじめの根絶、再発防止対策、児童生徒の精神的ケアを引き続き十分に強化をさせて、迅速に行い、加えて教育の信頼回復、そしてまた滝川市の信頼回復に、教育委員会と十分な連携の中に市長としてのリーダーシップを発揮してまいりたいと存じます。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

この場合、過日の議会運営委員会で確認したとおり、ただいまの報告事項に限り、質疑を行うことといたします。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。井上議員。

○井上議員 新政会の井上でございます。この事案につきまして私も率直に感想を述べながら、若干の質疑をしてみたいと思います。

実は、私がこの江部乙小学校の子供自殺の遺書の報道を見たのは10月2日でございます。朝の毎日新聞を見まして、大変びっくりしたわけでございます。食い入るように読みました。遺書的なものがあったということは聞いているけれども、その内容は議会には知らされていなかったからであります。当然私もびっくりをいたしました。いきなり毎日新聞の全国紙に載ったわけであります。

その前日も載っておるようでございますけれども、私が見たのはそれが初めてだったのですけれども、当日のローカル紙、あるいは道新を見ても、何回もひっくり返してみても、遺書的なものは載っていなかったわけですが、この遺書を見て、残念ながら私は瞬間に思ったのは、この責任は教育長に及ぶということで感じたわけでございます。安西教育長は、非常に立派にやってこられ、私たちが全幅の信頼を持っていた優秀な教育長でございます。この件に関しては、教育委員会としても大変不適切な対応であったと感じた次第でございます。議会側への報告は、いじめは確認されていないということであったわけであります。私もそれを信じていたわけでございます。

そして、その日の10月2日の夜のNHKで全国版のニュースになった。議会は、すぐ山腰議長の素早い対応で、10月5日に議会総務文教常任委員会が開かれたわけであります。私も委員外議員で出席したわけでありますけれども、十数社のマスコミが入っておりました。その委員会で今まで聞いたことのない事実をいろいろ聞かされ、その対応のミスマッチに驚いたのでございます。

その夜、10月5日、テレビニュースを見て、またびっくりしたわけでございます。それは、田村市長が先頭になって、遺族の前で畳に頭をこすりつけて、教育長等々とともに謝っている姿でございます。それが悪いとかということではありませんけれども、私がびっくりしたのは教育委員会というものは地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これで設置されていると。その性格は、地方自治の理念のもとに、教育の政治的中立性、安定性を確保するために、地方公共団体の長から独立して設置される機関だからであります。滝川市で言えば田村市長、市長部局から独立した機関であります。したがって、当議会にあっても教育委員会の問題はすべて教育長が答弁するわけであります。教育行政執行方針、市政執行方針は別々に行うわけであります。このたびの滝川市の子供の自殺の問題が道教委の問題にただいま発展しております。高橋知事は、道教委の対応を批判しております。それももつともでございますけれども、道教委は独立した機関だからであります。そして、またびっくりしたことは、滝川市教育委員会の遺書のコピーを見せて道教委に相談しているという事実がわかったと。そして、そのコピーを紛失したと、とんでもないことが行われたと。そして、高橋知事もそれは言語道断だと言っているわけであります。こういうことを考えてみれば、知事が批判するのでなくて、謝らなければならないような感じになるわけです、滝川に置きかえたら。道教委も独立機関ということでございました。

そして、最近になっての九州福岡におけるいじめ、これは不幸にも先生がかかわっていると。あのテレビを見る限りですけれども、対応が滝川市と随分違うなというふう感じたわけです。福岡の場合は担任、校長が真っ先に遺族に頭を下げています。教育長は一步離れたところで、あってはならないことが起きたということと言ったのです。それで、町長が出てきて頭を下げているわけでもないのですけれども、そこでちょっと質疑でございますけれども、行政より独立している教育委員会の不祥事について市長はどこまで責任があると考えておられるのか、教育委員会の独立性、政治的中立性ということをどのように市長はとらえているか、まず最初にお伺いしておきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 ご質疑にありましたように教育委員会は独立の行政機関でありまして、教育委員会の

運営に関して市長は発言する権限はないわけであります。そういう意味では、全く対等の立場にあるというふうに考えます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、それによれば市町村教育委員会に対する指導、助言、援助等は都道府県教育委員会が行うと、さらにその都道府県教育委員会に対する指導、助言、援助は文部科学省が行う、こういう縦の系列ができ上がっているわけであります。そういう意味では、滝川市長がこの問題について法的に責任があるのかどうかというのは私は判断できませんけれども、少なくとも独立した行政機関である。その上における対応を念頭に置いて市長はやらなくてはいけないというふうに思っております。

○議 長 井上議員。

○井上議員 それで、縦の系列の中での組織になっているということなのですが、いわゆる次の議案に出てくるわけですが、任命権者のあるいは設置責任、そして首長が責任をとって給料減額だと、そういう他市の例だとか、そういうものはあるのかどうか、ちょっとそこについて答弁をしていただきたいと。

○議 長 市長。

○市 長 教育委員会の出来事に関して市長がその責任をとるということについては、道内における実施を調べた限りではございません。

○議 長 井上議員、これは一般質問通告と違いますから、再々質疑で終わります。心得てください。

○井上議員 これで終わりということかい。

○議 長 そういうことです。

○井上議員 そうしたら、まとめてやります。

それでは、そうしたら今の市長、教育長、教育委員長、教育部長、指導室長、それぞれ責任をとられているわけですが、縦の系列で言うのなら、教育現場の責任はどういうことになるのかと。そして、この指導監督に教育委員会が現にかかわっているわけですが、現場の担任、そして校長、管理職の責任はどうなのかと。

いろいろほかにも質疑ありますけれども、最後に滝川のいじめ問題が不名誉な形で全国版になってしまったわけですが、市長は常にピンチをチャンスに変えるという理念でいろんな問題に対応されているわけですが、今後の対応において全国版の汚名を返上する市長の決意を改めて聞きたいと思えます。

以上。

○議 長 市長。

○市 長 独立した行政機関に対して教育現場の責任ということをして市長がお答えするのは適切ではないというふうに思いますが、しかしこの場合は教育長の行政報告ではなくて、滝川市長の行政報告に関するご質疑でございますから、定めの上ではどうなっているのかということのみについてお答えを申し上げたいというふうに思います。

市立学校に勤務する校長、教頭等の任免権につきましては北海道教育委員会が有しております。そして、滝川市教育委員会は服務監督をする任にあります。服務監督権を持っております。したが

って、今後処分があるとすると、それはどういう手続になるのかといいますと、北海道教育委員会からこの件についての何らかの照会がもう既に来ているのではないかというふうに思います。そのときに滝川市教育委員会は、北海道教育委員会に対して内申をすることになります。その内申に基づいて、北海道教育委員会が判断を下すという手続になっていくわけでありまして、今後そういう手続がとられていくというふうに思います。

ピンチをチャンスにと、私も常日ごろそういうことを訴えて、その努力を払ってまいったところでもあります。まさに案外滝川市始まって以来のピンチであります。したがって、教育委員会が今具体的に打ち出しております事実の検証をしっかりとやって、そして12月末、本年末までにしっかりとした報告をいたしますということでもありますし、いじめの撲滅、再発の防止、そして児童生徒の精神的ケア、それをしっかりとっていくということも打ち出されました。そして、そのための緊急プログラムの発表をし、市民の皆さん方のご意見もいただいたところでもあります。そしてまた、今後中期、長期のプログラムの中に教育の信頼回復を含めた積極的な行動を行うという提案があるわけですので、私は市長として予算編成をする立場から、あるいは今教育委員は3名でありますけれども、教育委員会の体制を教育委員の任命を行うという立場からしっかりとこれを支援をしていく責任があるというふうに思っております。あわせて、滝川市の全体の信頼回復に向けての最善の努力を滝川市及び市民の皆さん方、そして議会の皆さん方のご協力をいただきながら信頼回復に最善の努力を怠ってはならないというふうに思います。

これまで滝川市は、教育文化都市として市民のだれもが胸を張ってきたのではないかというふうに思います。ぜひとも再び教育のまち滝川、そういうふうに向けて一丸となった努力が必要だというふうに思いますし、そしてまたこういう不幸な出来事を契機として、いじめ対策としては日本一のまちだと、そういう都市を実現できるように市長としても最大のリーダーシップを発揮しながら行政に邁進する覚悟であります。

ひとつこの点をご理解をいただきまして、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議 長 井上議員の質疑を終了いたします。

○井上議員 では、ひとつ信頼回復に全力を挙げて、ピンチをチャンスにということを指摘したいと思います。

以上、私の質疑を終わります。

○議 長 ほかに質疑ありますか。大谷議員。

○大谷議員 それでは、これまで総務文教常任委員会を通して何度も説明を受けておりますが、市長から直接説明を受けるという機会がございましたので、この場で数点質疑させていただきます。

今までの流れ等については井上議員の今の質疑の中で述べられておりましたので、省略いたしますけれども、総務文教常任委員会の中で安西教育長は市長に対し、要所要所でこのことについて説明をしてきたとしております。どの時点でどのような説明を受けてきたのか、まず1点目。

次に、6月21日に遺書の全文を入手した、これは教育委員会の段階ですが、市長は直接遺書の

コピーを見たのかどうか。見たのであれば、いつの時点で見たのか。それで、その遺書を見たのであれば、それを見て、いじめについてどのような判断をされたのか。

その後いろいろ新聞報道等ありまして、10月4日付のプレス空知には市教委の対応は適切であったとのコメントが載っておりましたが、そのことについて今の時点についてどのようにお考えなのかと。ずっと通していただきますけれども、市長は学校の設置者であり、教育委員会教育長の任命権者でもあります。これまで独立行政機関であるとして、教育については教育委員会に任せるという態度をとってこられました。これも独立機関なので、そのとおりだと思います。市長として今回の教育委員会のこの進め方をどのように考えているのか。適切な対応だったというのと、あわせてお答えいただければいいと思いますが。

それから、信頼回復のためにいじめ対策で日本一にならなければ顔向けできないと述べております。これからこの改革に向けて予算編成とか、委員会の体制の支援等いろいろな面で強いリーダーシップを発揮していかれるものと期待しているわけですが、今までのように学校での出来事をどのような形で把握されていくのかということが、今までは校長会で学校の状況は校長先生方から聞いている、全部把握していますよと安西教育長は言っておりましたが、果たしてそうだったのか。そこら辺に意思の疎通がうまくいかなかったとしたならば、いじめがゼロというような報告になるでしょうし、いろんな問題があったとしても委員会の方に直接伝わっていかないというような結果になるのではないかと思います。これからいろんな対策をされていくわけですが、学校長から聞いてとらえるばかりでなくて、保護者や、特に学校の状況をよく知っている教職員の意見、それから地域住民の考え、こういうことへ大切に耳を傾けるような教育委員会に再生されなければならないと思いますが、市長としてどのように考えるか質疑いたします。

○議長 市長。

○市長 大谷議員のご質疑にお答えいたしますが、どの時点で報告を受けていたのかと。報告という言葉が法令用語だといいますと、報告を受けたことはありません。ただ、説明は受けております。いつの時点でどういう説明を受けたのかという具体的な記憶はありませんが、しかし児童が自殺をし、どういう状況にあったのか、そして遺書が残されていたという説明は受けております。その後市議会においていろんなご質疑がございました。何度説明を受けたかという記憶はありませんけれども、遺書の入手についてなかなかいただけないという説明やら、あるいは教育委員会としていじめの把握、その対策、あるいは精神的ケア、そして他の学校におけるいじめ対策、そういうことについても折につけて説明は受けております。あわせて、6月の段階で遺書のコピーをいただいたという説明も受けております。そしてまた、さまざまな状況というのは、議会における教育長の答弁を中心として、さまざまな状況を知り得たというのがこれまでの状況であります。

遺書をいつ見たかということですが、10月1日新聞報道があった、その日に私も驚きまして市役所に行きました。教育長にお越しいただいて、その場面で初めて見ました。したがって、10月1日の午前中のごとであります。この遺書を拝見をさせていただきまして、児童の悲痛な叫びがまさにあの遺書に訴えられているという感じを強くいたしたところであります。

市教委の判断は適切であったと、この取材に応じたのはたしか10月の2日午前中だったという

ふうに思います。ここで私が申し上げた趣旨は、やはりさまざまなことが教育委員会として行われてきたわけでありまして、すべてが不適切かということ、そうではないのではないかという印象を持って、お答えを申し上げたところであります。それはなぜかといいますと、やはり再発防止、あるいは子供たちの精神的ケア、学校現場における努力、それはともかく小学校、あるいはその後の中学校のみでなくて、校長会、教頭会、あるいは生徒指導担当者のさまざまな会議、そして児童生徒への対応、保護者への対応、教師への対応、道德教育の充実、そういうものを通じて安定を取り戻したというふうに思っていたからであります。ただし、自殺をした児童の心情を十分に配慮した上での対応かということ、そういう面での適切性は欠くというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

学校の設置者として今後どう進めるのかということでもあります。教育委員会は独立した行政機関でありますから、市長としてできることは法律で定められた範囲内の権限ということになります。私は、教育委員及び教育長たる教育委員を任命する立場で、そしてまた教育委員会が執行していくために予算が必要だという部分についての予算編成の役割、そういうものをしっかり果たしていくというかわりを持って、今回の問題に対応していきたいというふうに思います。信頼回復に向けて顔向けができないという表現は使っておりませんから、後ほど議事録を精査いただいたらよろしいのではないかとこのように思いますが、ここで、市長の行政報告でありますから、踏み込みますと、越権行為だということがあってはいけませんけれども、あえて教育長の行政報告がないわけがありますから、ただいまご質疑のありました教育委員会と学校現場、校長、教頭、教職員との密接な連携なしに、そしてまた学校と保護者、地域との密接な連携なしに、そしてまた家庭を含めた密接な連携なしに、この問題解決はなかなか進んでいかないというふうに思います。教育委員会としても今回の緊急プランの中に地域、学校、家庭、そして教育委員会との連携というものをしっかり表明をいたしておりますから、そういうなかなか難しい部分もありますけれども、そういうプランをしっかり実施をしていかない限り目標は達成できない。目標に掲げたことをしっかりと連携の中にやっただくように、市長としては大きな期待を持って臨みたいというふうに思います。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、遺書を見たのが10月1日、新聞だということですから、市長においても本当に説明がそこまでされていなかったという点では総務文教常任委員会、あわせて議会と同じ立場で聞いてこられたのかなど。むしろ本当にそれでは非常に気の毒な、その後のこういう重たいろんなことを思ったときに、そういうことであったのかと今改めて感じているわけですがけれども、いかに独立行政機関であるとはいえ、こういう重大なことはあってはならないと思うわけがあります。今いろいろ聞く中で市長の思いもいろいろ聞いておりますが、そういった保護者、教職員、地域住民の考え方、こういうことを大切にするような教育委員会に向けて、市長が口出す権限ではないにしろ、そのように進めていきたいということで。

それから、独立の行政機関ですから、教育長のポストは非常に重要なポストであるわけですが、選任に当たってはどのように進めていかれようとしているのか今のお考えをお聞かせください。

○議長 市長。

○市長 2名の教育委員を補充しなくてはなりません。教育委員1名につきましては、できるだけ早い時期に適材を得て、議会の同意をいただいて、選任をしたいというふうに思っております。こういうなかなか難しい対応を教育委員会としてはしていかなくてはならない、そういう中でありますから、どういう適材をいつの時期に選任をすることができるのかというのは、なかなか予測つきがたい面もありますけれども、私としては遅くとも12月の第4回定例市議会に向けて、可能であればそれ以前にも1名については選任をしたいというふうに考えております。教育長たる教育委員につきましては、少し熟慮の上判断をしていく必要があるのではないかとこのように思います。したがって、その選任方法が今までのような選任方法でいいのかどうかということも含めて熟慮の上、できるだけ早く議会の同意を得て選任をさせていただきたいというふうに思いますが、この1名については少し時間をいただかなくてはならないというふうにも考えております。

○大谷議員 もう一回ですね。

○議長 長 もう一回です。大谷議員。

○大谷議員 教育長の選任については、本当にこういう問題を抱えながら、どういう人をという判断も難しいし、受ける人も多分難しいだろうなと思いますが、特にどういうことをキーポイントに置いて選任していこうとされているのか、あればお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 教育委員さんは識見が豊か、レイマンコントロールを十分にできる識見をお持ちの皆さん方を選任をさせていただくということではありますが、教育長は教育の専門家として教育委員会事務局を指揮監督する立場にあるわけでありまして、そして、指導主事及び社会教育主事等の教育の専門家をもって、教育委員会が決定した方針に基づいて教育の行政を執行していくという任に当たるわけでありまして。私は、そういう適材をやはり得なくてはならない。そしてまた、いじめ対策についても万全の体制で臨まなくてはならないということと同時に、問題の事象のみをとらえて対応する能力ということだけではなくて、こういう事象を中心としてやっぱり教育全体の発展を考えていただく、そういう人材でなくてはならないというふうに思います。私は、幅広く教育に対して深い造詣と目標を持っていらっしゃる、そういう方を選任をさせていただくために熟慮をしたいというふうに思っているところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 長 はい。

○大谷議員 はい、わかりました。それでは、滝川の教育の信頼の回復のため、また教育のまち滝川と言われるような取り組みを期待いたしまして、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 大谷議員の質疑を終了いたします。

ほかに。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、私は市民の声連合の渡辺精郎であります。ただいまの市長の行政報告に対しまして、幾つかの点で質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、前置きといたしまして、江部乙小学校の女子児童のいじめによる自殺事件関連につきまして、まず初めにきょうもこの痛ましい事件で自殺されました江部乙小学校の女子児童のご冥福をお

祈りをしているわけでありませんが、このような言葉で実は私は6月22日の本会議のこの場におきまして、本件について一般質問をしているわけでございます。安西教育長に質問いたしました、当然田村市長もそのときに聞いておられたと思います。これが本会議で実は質疑とか、報告があったのは初めてではなかったかと思うわけでありましたが、今回全国から滝川市議会も何をやっているのだ、教育委員会を厳しくチェックしなさいという声があるわけでありましたが、私は35年間中学生とともに生活をしてまいりました。職業体験からの直観として、この6月になって9カ月も原因究明も、そして遺族との触れ合いもできない教育長に対して、前代未聞のこの事件を解決できないならば、これは懲戒の責任もありますよと、しっかりと私はここで質問しているわけでありまして。別に今回が初めてではなくて、6月の議会で実はやっぱり真剣に教育委員会は考えなければいけないと。しかも、私がここで質問したのは6月22日であります。そして、コピーをしたというのが6月の21日だそうですが、それはこの前の総務文教常任委員会の中で安西教育長は、渡辺委員の質問と遺書のコピーをいただいたのは関係ないと言っているのです。こういうようなことから、今回のようなことに発展したのではないかと思うわけでありまして。そういうことで6月22日には遺書の存在さえ本会議では何にも知らされなかった、そういうことをもとにしてこれから何点か質疑をいたしますので、何点目の一、二とかということで、お答えをされる市長やその他の方々も何点目のどこどこということと言って、お答えをいただきたいと思っております。

まず、1点目でありまして、教育委員会の委員長、教育長の辞任とか、部長、室長……室長と、これは滝川でいっているのですが、法律的にはこれは指導主事であります。この方々の懲戒問題について、これは終わったなんていうようなことではなくて、今後のためにもぜひやっぱりお尋ねをしておきたいと思うわけでありまして。17日の総務文教常任委員会で事務局の中に教育長の身分とか、懲戒をちょっと何か答弁できなかったこともありますので、きょうは本会議でしっかりとよくお答えをいただいて、市長部局も、そして事務局の方も教育長の権限、権能、あるいは反対に懲戒、こういうことをやっぱりしっかりと知っておいていただきたいと思うわけでありまして。

では、小さな一つ目でありまして、教育長の進退にかかわって、首長、そして一般市民、住民、そして我々の議会、この権能をそれぞれ述べていただきたいと思っております。議会のことは、あなた方でしようと言うから、これは答えなくてもいいですが、首長と市民、住民の権能をしっかりと述べていただきたいものだと思っております。

小さな二つ目にまいりたいと思っております。教育長の辞任でいいのか、こういう問題でございます。これも終わっているからという問題ですが、今後のためにぜひ参考にしてもらいたいわけでありまして、罷免ということが、これはあるわけですが、心身の故障とか、委員たるに適しない非行とか、職務上の義務違反、こういうものがあるのですが、もし辞任をされなかったときどれに該当されると考えるか、これにつきまして小さな二つ目でお聞きしておきたいと思っております。

大きな2点目にまいります。辞任であれば、これは任命権者としての市長が当然これを責任で選任するわけですが、ただいまの大谷議員の質疑に関連をするわけでありまして、もう少し踏み込んで教育長の選任についてお尋ねをしたいと思っております。

その2点目の一つ目でありまして、当面小田教育部長が兼任ということでございまして、それは

よろしいかと思うのですが、今後の選任の予定、スケジュール、これを先ほど申ししておりましたが、このことは熟慮の上ということでこれ以上のことはないかと思っておりますので、これを1点、熟慮というもう少し中身、そういうものをお答えいただければと思います。

二つ目でございますが、この一連の出来事を中心にしたのはやっぱり安西教育長なのであります。市長として認識しているかどうかわかりませんが、私も教育長と同じように7年半前まで教員でございましたから、ここではっきりと申し上げたいと思います。うみは出しておかなければいかぬと思います。それは、ここ何代かにわたって滝川市の教育長は特定財閥でございます。その特定財閥の申し送りからか、いじめによる自殺統計になることはたたく禁じられるわけでありまして。その意味で任命権者としての市長はこの特定財閥を断ち切る時期だ、こういうふうに考えますが、ここは踏み込んでちょっとお答えをいただければと思います。

3点目でございますが、次に欠員の教育委員が先ほどは、これは教育委員長を指していると思うのでありますが、特に今は3名の教育委員ということですが、これでは委員長は何か職務代行でやっているそうですが、到底望ましいことではないと思うわけでありまして。今こそこの難局を早急に委員長なる者、これをやっぱり決める必要があると思うわけでありまして。先ほど市長が申しおりました適材とか、識見の方とか、幅広く教育の造詣を持っている方、こういうことで大変いい表現でございますので、これを早急にといいことでもう一度申し上げたいと思うわけですが、このときお答えいただくのは、委員長は教育委員会の中で毅然と議会にも時々しっかりと出てきていただくような、そういう委員長ということでこれをやっぱり選任する必要があると思うのですが、ここを3点目としてお答えをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 市長。

○市長 1点目の1点目、ご趣旨よくわかりませんが、進退に対して市長はどのような権限を持っているのかというご質問であればよろしいですか。教育長が辞任をしたいという意思表示をされたときに、教育委員会と市町村長の同意がなければ辞任が成立いたしません。今回につきましては、教育委員会でもそれが承認をされ、市長も辞任を同意をしたために辞任が成立をしたという中身であります。

1点目の2点目、辞任しないときにどういう措置になるのかということでございますが、それは仮定での質疑でありまして、仮定でのご質疑にお答えするわけにはいきません。法律上どうなっているのかということは、むしろ渡辺議員の方がお詳しいのではないかといいように思います。

大きな2点目、教育長の選任についてでございますが、熟慮は熟慮であります。こういう事態でありますから、やはり熟慮して、その選任の方法も含めて適材を得なくてはいけない。そして、こういう困難な時期にお務めをいただく教育長として、議会の皆さん方の同意をいただかなくては選任をできないわけでありまして、そういう意味も含めて熟慮したいというふうに申し上げているところでございます。

2の2点、特定財閥という表現の中身が私にはわかりません。したがって、お答え申し上げることはできません。

3点目、教育委員の補充を早急にといいことでありまして。私も先ほど申し上げましたように、ま

ず1名については早急に選任をしたいというふうに思います。そして、教育委員長をいつの段階で選任をしていただくのかというのが教育委員会の決定される所でありまして、委員会の中で互選でありますから、ぜひこの互選により委員長としての人材になる方をできるだけこれも早くお選びをいただきたいなというふうに思っている所でありまして。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、質疑の前に反対にお答えをしなければいけません、特定学閥とは同一卒業の学校と……

◎発言の訂正について

○議長 長 渡辺議員、最初は「特定財閥」と言いました。訂正するのですか。

○渡辺議員 ごめんなさい。済みません。「学閥」であります。

○議長 長 「学閥」ですか。

○渡辺議員 「学閥」でございます。したがって、申しわけないです。「学閥」であります、「特定学閥」。ということは、特定の同一卒業学校と思ってください。これであとはお答え要りません。

そこで、1点だけ、仮定の問題として懲戒ということでの答えはできないということですから、それでは法律論で結構でございます。それでは、今回の滝川ということを考えなくて、辞職はわかりました。したがって、議会の同意と他の4人の委員の同意と、これは結構ございました。では、法律的に辞任を、それでは辞職を本人がしない、ではということで先ほど申し上げました心身の故障とか、委員に適しない非行とか、あるいは職務上の義務違反、こういうことがあったと認定されたときに、さまざまな有権者というか、市民とか、首長とか、こういうところでいろいろな権限があるわけだと思っておりますが、一般論で結構です。法律論で結構です。今回の滝川と考えなくて、それをお答えをちょっといただきたいと思っております。これは、知っていなければやっぱりだめだと思っております。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先日の総務文教常任委員会で、私も出席いたしておまして、教育長が地公法の第28条及び第29条の適用を受けるか、受けないかというようなことになりました。それで再度精査をいたしました結果、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条に、地方公務員法第28条、第29条の適用は妨げないという条文がございます。総務文教常任委員会での答弁に、認識にちょっと誤りがあったということでおわびを申し上げたいと、こう思います。したがって、地方公務員法第28条、分限、あるいはまた第29条、懲戒ということで、一般論ということでございますけれども、教育長として地方公務員法の適用を受けるということだけ答弁をさせていただきます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 3回目ですね。

○議長 長 はい。

○渡辺議員 それでは、最後にいたしますが、そのとおりでございます、地公法の懲戒処分とい

うことがあるということで、それでも一つだけ。では、一般市民、議会も、首長も、その他のところも何にもないときに市民、あるいは住民、この人たちのやっぱり権限というものを無視してはならない。その人たちがどんなふうに教育長の、あるいは懲戒と、これについて述べていただきたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 教育委員の離職の形ということで辞職、さらにまた教育委員の罷免、解職請求というのがございます。それに、ただいまのご質疑の中で、住民の方がということでございますけれども、選挙権を有する者が有権者総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、教育委員の解職を請求することができるということになっています。その際、市長は請求があったときは要旨を公表、議会に付議をする、3分の2以上の議員が出席する議会においてその4分の3以上の者の同意があったときはその職を失うと、これは地教行法第8条第1項の規定にございます。以上です。

○議長 長 質疑はできません。

○渡辺議員 終わりたいと思いますので。

ということで、先ほど残っている議会としての、では権能だけ申し上げますと、リコールとか、辞職、それから懲戒については、私たち議会というのは関係することができない。辞職に対しての同意というのも首長と委員でございます。したがって、罷免というところだけ、これが私たちの議会としての権能、同意ということの権能、こういうことであるということをお願いして終わりたいと思います。

○議長 長 渡辺議員の質疑を終わります。

ほかに。清水議員。

○清水議員 まず、このたびの問題で前教育長が虚偽報告、または事実隠しをしてきたとはいえ、市議会、教育委員会がチェックの役割を果たさなかったことは事実です。日本共産党の活動も不十分だったことをまず市民の皆様におおびを申し上げながら質疑を行いたいと思います。

大きく3点について質疑をしたいと思います。まず、市長はどこまで知っていたのかという点です。大谷議員の質疑の中で10月1日午前中に遺書の全文を見ているということですが、まず2日に行われる記者会見について教育委員会のほうの教育長、あるいは教育委員会事務局から相談を受けていたのかということについて、総務文教常任委員会では総務部長は受けていないと、市長が教育長から受けていたかどうかはわからないというご答弁をされています。あの記者会見がもしいじめを認める記者会見になっていれば、このような滝川バッシングにはなっていないことは明白であります。そういう点であの時点で何らかの危機管理能力というか、市長の役割が果たせていたならばというふうに考えて質疑をするのです。繰り返します。10月2日の記者会見についてのどんな内容でとかいったことについて相談を受けていたのかを伺います。

2点目は、プレス空知のコメントですが、先ほどの大谷議員へのご答弁では、すべてが不適切かということ、そうではないのではないかと、そういう印象で精神的ケア等やられたことも考え、適切で慎重な対応をされてきたと、そういったコメントを出したのだというふうに述べられました。し

かし、10月1日の午前中といえば、2日のコメントを出す前に1日の猶予があったと。あの遺書を見て、しかも1日及びそのときの新聞、そして1日のテレビ報道、さらに2日の朝の新聞やテレビ報道はもう既に過熱をしていました。ああいう中で教育委員会のこの1年間の対応について、市長として仮に教育委員会から直接聞かずとも、その対応がどうだったのかについては十分な検討ができた猶予があったのだと思うのです。そういう点では、プレス空知に出されたコメントは、市長としては不適切なコメントではなかったかというふうに考えますが、お考えを伺います。

大きな2点目ですが、市長のこの1年間のスタンスについて伺いたいと思います。市長は昨年9月、自殺を図った直後の議会でこのように行政報告をされております。「各方面にわたる万全の対応につきましては、教育委員会と連携の中に市長として必要な措置をしっかりと対応してまいりたいというふうに考えているところであります」、必要な措置とは一体この1年間どのようにとられてきたのでしょうか。真相解明にはほど遠く、遺族との関係も現在でもよいとは言えず、また教職員については担任教師以外自殺を図る前までいじめの兆候すら知らなかった、こんな状況です。この1年間果たして市長として必要な措置はどのような措置をとられてきたのか、まず伺います。

そして、市長は議会での答弁、あるいは報道等で把握をされていたということですが、1年間たつて調査報告がされていない、そういう状況、あるいはいじめがあったと認めていないこと、事実が把握されていないということ、またこれについての報告文書は昨年11月、議会、教育委員会、そして記者会見に提出した3ページ物のみです。こういった中で市長として1年間どのようにこの状況、実態を把握しようと努力をされたのか伺いたいと思います。

同じくこの1年間の問題では、ことし9月の通告質問の中で総務文教常任委員会で明らかになったこととして、1、手紙の内容では身体的、心理的な攻撃を継続的に加えられていた等の具体的訴えはない、いじめがあったことは把握できない、いじめを受けていると感じたり、つらい、苦しい、悩んでいるなどの状況は確認できない、死亡した児童から担任教師が2度相談を受けていたり、席がえや修学旅行の部屋割りの問題などに対し、担任教師は学校内での報告、連絡、相談及び親への連絡訪問をしていなかった、こういったことも一般質問の中で述べられています。こういうものを市長は当然聞かれているわけですが、こういう質問、答弁の中で問題があるというふうに考えていなかったのでしょうか、伺います。

3点目ですが、教育委員会を独立機関と先ほども大谷議員の質疑に答えられ、住民説明会でも繰り返してこられました。しかし一方で、任命権者、罷免権者として適切な対応だったのかということが問われると思います。教育委員会は、地行法で確かに市長と権限を分けていることは事実です。しかし、同時に最終責任は市長が負うということを任命権、そして罷免権で保障しているのではないのでしょうか。さらに、教育委員会の事務局職員の人事についても人事統括権ということで、市長部局からどういった人材を教育委員会に派遣するなど市長の権限に属しています。さらに、地行法の中には書かれていなくても、最終的権限が、責任が市長にある以上、緊急時の市長の役割というのは当然あるのではないのでしょうか。そういう立場で、まず1点目、新たに設けられると住民説明会で述べられた教育委員協議会、これは一体どういうものなのか、具体的にご説明をいただきたいと思います。

2点目、10月5日の前日、5階の庁議室で翌日の記者会見の教育委員会の態度決定について、長時間の議論がされました。そこに助役を長とする対策本部、大竹参事、さらには総務部長等をつくる対策本部に参加をし、助役はこのときにどのような姿勢でこの打ち合わせに参加されたかを総務文教常任委員会で述べられています。いじめの事実、受けた方の立場を考えるべきであるという点が私たちの主張だ。それを覆すだけの教育委員会の反証があるのか否か、この辺がポイントになって、随分議論をさせていただきました。そういう経過があったことはお伝えしたいと思います、このように述べられています。市長は、繰り返し教育委員会の独立機関ということを述べられていますが、いざというときやはり緊急を要するときは、このように市長部局として市長の責任のもとに対策チームをつくって、教育委員会の是正に動いたことは事実だというふうに思います。今回の10月4日に立ち上げられた対策チームと市長が述べられている教育委員会は独立機関なので、権限が及ばない、この市長の言葉の関係、整合性について伺います。

3点目、大きな問題の3点目ですが、先ほどからも繰り返しておりますが、任命権と同時に罷免権を持っている、こういった市長がこの1年間これだけ学校の教室で児童が自殺を図るといふ、こういう問題に1年かけても結論が出ないという教育長、教育委員各位に対して、罷免権について市長しかこの権限持っていないわけですから、これについて検討すべく、どのように動かされた、これについて伺います。

最後ですが、住民説明会でも、これは質疑というよりは住民説明会でこういった質疑が市長に寄せられました。1年間リーダーシップをとらなかつたということであれば、適正ではなかつたのではないか、リーダーシップをとらなかつたといいいながら新たに教育委員協議会を設置するなど市長の教育委員会への関与を強化する、こういったことと矛盾するのではないか、こういった声が住民説明会で上がっていたことを補足をして、1回目の質疑といたします。

○議 長 市長。

○市 長 大きな1点目、2点目、3点目になっている区切りがよくわかりませんから、それぞれ項目を挙げてお答えを申し上げたいというふうに思います。

1点目、2日に行われた記者会見の段階で市長はどこまで知っていたのかということですが、1日報道が行われて、そしてこのことへの対応をどうするのかということについて教育長から説明を受けております。それは、1日の昼からと2日の午前中、合わせて1時間半程度説明を受けております。教育長としては記者発表をしたいと。記者発表のスタンスは、あの発表のありましたいじめの、自殺につながるような直接的ないじめの要因というのは確認されていないという事実を申し上げたいと、そういう趣旨のことでありました。私としては、教育長が記者発表をそういうスタンスですということですから、記者発表のやり方について、これはその準備とか、そういう点についてはしっかりと対応していただくようにというお願いを申し上げます。

それから、2点目のローカル紙のコメントに関する市長の考え方ということですが、先ほどお答えを申し上げましたように、この自殺した児童の心情を十分に配慮した上での対応かどうかという、これはやはり明らかに適切性を欠くというふうに思いますし、しかしこの段階では遺書の扱いについて教育委員会としての判断を5日のような状況ではないわけですから、しかも

2日の午前中のお話でありますから、私は本当にすべてが不適切なのかと、そういう判断に立つと、そうではないのではないかと。さまざまなことが学校現場としても行われてきた。そして、一部の市内小学校、中学校だけでなく、全小中学校に対してこの問題の反省に立ってさまざまな対応がなされているわけでもありますから、そういう趣旨でコメントを申し上げました。しかし、先ほども申し上げましたように遺書の扱い、そしてその確認にやっぱり相当な時間がかかる、問題解決が長引くと、そういう面については明らかに不適切だというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

それから、いじめに対して必要な措置をとるということについて市長は1年間どんな努力をしたのかということでもあります。いじめについて必要な措置、これは市長として権限があるのは教育委員会から教育行政方針が上がってくる、教育行政方針はその実行手段として予算ということがあるわけでもありますから、市長としては市長の執行方針の中に教育行政方針の精神を盛り込む、そしてそれを背景とする予算編成をするという立場で、この問題も対応しなくてはいけないというのが基本の条件であります。そしてまた、これは極端なことを言いますと、市長はそれ以外の権限を持たないわけでもありますから、縦系列の中でさまざまなことが行われていくということでもあります。この問題は極めて大きな問題であって、私としても関心を持っていることでもありますから、教育長は大きな事象が生じたときには市長に説明をするという、このことを行っていただいていたわけがあります。私は、その都度早く問題解決してほしいということと、やっぱり遺族とのコミュニケーションをしっかりとって現場の対応もしっかりやってほしいということは、常々教育長にはお願いを申し上げてまいりました。

それから、いじめについて、これをいじめがあったのか、なかったのかというふうに決めるのは教育委員会でありまして、このことについて市長はこれまでも口を開いてきたことはありませんし、今後もそういうことだというふうに思います。教育委員会がいじめがあったのか、なかったのかということはしっかり決めていただかなくてはいけない。しかも、こういう問題は長引くと、さまざまな影響を及ぼすわけでもありますから、早く決めて対応するということが必要だというふうに思います。

任命権者として最終責任は市長にあると。私は、最終責任は教育委員会にあるのではないのでしょうか。私が大きな責任があるというふうに申し上げたのは、学校の設置者であり、かつまた教育委員を任命をするという立場から、市長の責任も大きなものがあるというふうに考えているところでありまして、教育行政についての最終責任が市長にあるという質疑のご趣旨をちょっと受けとめかねているというのが今の心情であります。

緊急事態が生じたときの市長責任はということでもあります。緊急事態が生じたときも独立した行政機関として教育委員会は緊急な措置をとっていただかなくてはなりません。しかし、今回のように教育委員会は大変混乱をしている。したがって、私は教育長を含めて後方支援のための組織をつくって、後方支援をするようにというふうな指示をいたしました。それは、あの報道以来教育委員会は大変な混乱であります。この混乱に対して教育委員会だけで対応できるのかというと、決して対応できる状況にはなかった。したがって、市長としては教育委員会を後方支援する、そういうこ

とを教育長にも了解をとって、それで臨時的な組織を立ち上げたということでもあります。これは、いろんな議論があったというふうに思います。しかし、今どうしていくのか、今後どうしていくのかということについて相当真剣な議論が行われて、教育委員会の後方支援を行ったものであります。

それと、教育委員会の協議会のことについてであります。これは、教育委員会が独自に教育委員会議だけでなく、もう少し大きな事象については教育委員協議会という中で報告を受けたり、意見交換をしたりということをやろうではないかと。教育委員さんが独自に発案をされたことでもありますから、私としてこれについて何らコメントすることはできないことを、これはご了承いただきたいというふうに思います。

それから、3点目、任命権、罷免権についてであります。1年間そういう検討をしてこなかったのかということではありますが、私は早く事実の検証が行われて、早くしっかりとした対応を行ってほしいということを前提として教育長にお願いをしておりました。したがって、この過程の中で任命権を行使し、罷免権をどうするかということについて考えたことはありませんし、その対応をしたこともありません。

以上でお答えを申し上げます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、5点再質疑したいと思いますが、まず1日に遺書を見て、さらには記者会見について記者発表したいという相談も受けて、あのようなマスコミ報道の中で、いじめとまだ認めないという記者発表するということについて、教育委員会に対してどのように言うかは別ですが、全国民が言ったのは、あの遺書を見て、いじめがなかったとどういうふうに読み取れるのだと。全国民がそのように読むのに、滝川の教育委員会だけがそうでないと言っていると、こういったことです。ですから、市長はあの時点であれがいじめと認められないという記者会見を行うということについて独立機関というふうに思われているわけですから、意見を言う言い方は別ですが、考えを聞かせるとか、そんな程度は当然できたし、4日の日には助役を中心としたものを行っているわけですから、当然あの時点では市長としてやっぱり資質に欠けるのではないかとこの疑念を私は思わざるを得ません。あの時点でそこまで市長は個人として、これはいじめだと、いじめでないと、いじめを把握できないという記者会見を行うことは適正でないというふうに考えなかったのかどうかについて伺います。

あわせて、常識とまでは言いませんけれども、いじめの定義について最終的な判断はその本人がいじめられていると思って悩んでいるかどうかだと、こういった95年の通知等について市長は認識があったのかどうかもあわせてお聞きをしたいと思います。

次は、教育委員会との関係です。最終的な責任は市長にないと言いますが、教育委員会を形づくるのは市長そのものなのです。5人の教育委員会の人選をして議会に提案をする市長の、その人選次第で教育委員会がどういうふうに動いていくかは決まるのです。そういう点で今回このような全国から非難をされる、そういう教育委員会、教育行政が行われたことについて、やはり最終的な責任は市長にある。ほかのだれにあるのか私は聞きたいですけれども、一部事務組合などはまるっきりレベルが違う問題です。市長は、教育問題についても、教育委員会が行う中身について

も、市長の選挙で公約を掲げて、そして当選して市長をやられるわけですから、やはり最終責任は市長にあると。具体的な法的な裏づけは別として、あることは間違いないというふうに思うのですが、再度伺いたいと思います。

それと、教育委員協議会についての、これは教育委員会の方からの発案だから、私が言う立場にはないというふうに言われましたが、やはりここも矛盾しているのです。市長はお互い対等だと言っているわけですから、こちらから情報交換の会を持つことが不適切だというふうにもし考えられているのでしたら、あちらから来たものも不適切だというふうに突っぱねる必要があるのではないかと思います。私は、そもそも教育委員会と市長部局が定期的に必要な情報交換をきっちりやっていくというのは当然のことだと思っております。そういうことが行われなくて、議会答弁や報道だけで知っていたとかという、そういうこと自体が異常なことだというふうに思っております。ですから、こういう教育委員協議会がやられているということは私は評価するのですけれども、そういう評価するのだけれども、市長の受けとめが何か矛盾しているのです。市長から積極的にそういう教育委員協議会のようなものをやりましょうという姿勢に立ってこそ本当であって、私には拒否権がないのだみたいな、そういう言い方というのはやはり姿勢として問題ではないかなというふうに思いますけれども、お伺いでございます。

さらに、助役をトップとした対策委員会で、5日の教育委員会の発表は180度変わったと、私はその可能性が非常に大きいと思います。もしあそこで対策委員会を入れなかったら、前教育長の強力な権限のもとに、もしかしたら5日の記者会見でもいじめがあったということを認めない可能性もあったのでないか、それぐらい長時間にわたる議論だったというふうに思うのです。だから、市長部局として大臣も発言をする、国や道からも指導があると、そういう中でも態度を変えようとしないう教育委員会に対して、やはり緊急対応されたというのが実態だというふうに思いますので、それがまず今までも、これからもそういう直接的な教育委員会の働きかけはする気はないというながらしているわけですから、実際は、その対策チームを任命して、指示をしたのは市長ご本人でしょうから、やはり市長部局、市長と教育委員会の関係というのはそういうことも十分あるのだということを私は認めるべきだというふうに思いますけれども、伺います。

○議 長 市長。

○市 長 私は10月2日の記者発表、それから5日に向けての記者発表、これに向けていじめを認めるのか、いじめがあったというふうに意思決定するのかどうか、これは教育長さんに2回とも市長の立場、市長の考え方を伝えてあります。それは、教育委員会としていじめというふうに認定する要因というのは一体何なのかと、要素というのは何なのか、どういう条件を満足すればいじめということになるのかと、それを改めてしっかりと考えて判断を教育委員会で下してくださいということを2度とも明確に申し上げております。その背景にあるのは、市長がこれはいじめだというふうに言ってしまうと、それは教育委員会の決定権に大きな影響を与えることは明らかであります。したがって、市長としては2度にわたってこの記者発表する前段に、教育長さんにはそういうことをお願いを申し上げたという中身であります。あの遺書を見て、いじめではないということをして市長として教育長に意思決定をして言わないのは資質に欠けるのではないかと、それは清水議

員のご判断でありますけれども、私は教育委員会と市長の立場というのをお互いに逸脱をしないということがやっぱり基本にあるのではないかと。個人的見解はどうかということをお求められれば別なことがあるというふうに思いますが、そういうことにはならないというふうに思っております。教育委員会5人の選任をする立場からいって、最終責任は市長にあるということでもあります。これはご質疑でございますが、これはやはり私は考え方が異なるというふうに思います。教育委員会は独立しております。そして、地教行法によってその指導、助言、援助等の規定もまた明確にされているわけでもあります。私は、先ほど来申し上げておりますように教育、学校の財産の取得、処分、予算編成、そういう面からいって、それは最終責任は市長にあるというふうに思います。しかし、教育委員会が権限を持っているものについて市長が最終責任があるのかどうかというと、私はそうは思いません。ただし、先ほど来言っておりますように市長の責任が重いというふうに言っているのは、学校を設置する立場、教育委員を選任する立場であります。この点は、ひとつご理解を賜りたいというふうに思います。

教育委員協議会について清水議員は誤解されていらっしゃるのではないのでしょうか。教育委員の協議会を設置したいというふうなのは、教育委員さんが独自にお考えになったことでもあります。したがって、私は教育委員協議会に市長が出て行って、意見を反映させてほしいというつもりは全くありません。それは、独立しているからであります。私は、こういうことを説明会の中で市民の皆さん方に申し上げてまいりました。教育委員さんが独自に教育委員協議会をつくって、定例の教育委員会だけでなく、さまざまな重要な問題を報告を受け、意見交換をしたいという場面をつくられたのだから、その教育委員協議会、もしくは教育委員会と教育委員の皆様方と市長とは定期的に協議をする場を設けていきたいというふうに言ったわけですが、これは予算編成の折などに教育委員さんと市長とは協議する場面もあります。毎年やってきたかということ、それは別でありますけれども、特に重要な教育予算について、これは、市長、しっかり頼むという場合は教育委員さんと市長との協議を行ってきたわけでもあります。私は、こういう状況になったときに教育委員さんと市長との定期的な協議をやりたいというふうに言ったわけでもあります。それは、市長が主体的になって、教育委員会に働きかけていきたいというふうに思っております。

対策会議の件についてであります。全く前提にあるのは、教育委員会は独立機関であるということが前提であります。そのために緊急事態でありますから、物事が進まなくなるとは困るわけがあります。したがって、今緊急事態になっている対応をどう応援していくのかと。教育委員会の職員だけでは対応できませんから、電話の対応にしても市長部局の職員に応援してもらわなくてはならない。あるいは、学校でいろんな方々が立ち入ってくる心配もある。どのようなご要件なのかということをしっかりお伺いをしながら、学校現場と打ち合わせてその対応をしなくてははいけない。教育委員会で対応できないことだらけであります。私は、そういう意味では今この緊急事態をしっかり対応する方法を考えて後方支援してほしいと。それから、これからどうするかということについても、やっぱり考えていかななくてはいけぬのではないかと、そういうものを教育委員会とともに、どうあるべきかという今後の対策について、やっぱりプランを立ててしっかりやるべきだと、その柱はどういうことになるのかということについて後方支援の意味で議論してほしいと、こういうこ

とを申し上げてあったわけでありまして、それが事象として教育行政に市長部局が積極的にかかわりを持っていくということと全く別のことだと。前提として申し上げておりますのは、やはりいつ、いかなるときも独立した行政機関であるということを最大限尊重しなくてはいけないというふうに思います。

それと、いじめの定義について、これは文部科学省が発表している、その文章についての認識はございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 10月4日の長時間にわたる夜の市長部局の、助役も入った教育長及び教育委員会事務局との会議、これについて私は教育委員会が緊急事態だったと、そこに対する必要な市長部局の、市長の援助、支援だったというふうに、干渉だとかということではなくて、支援だったと私は思うのです。ただ、地行法で言っている教育委員会と市長部局の関係というのはもっと通じ合うというのかな、心が通うというか、情報を共有するというか、そういうことをきちっと、もっともつとやらなければならないと。そういう点で教育委員会との定協議を市長の方から提案されたということは、それは評価はできますけれども、あくまでもあの問題については後方支援だったのだと。私は、とても後方支援とは思えません。完全に教育長の説得に当たったのだというふうにしか私には理解できません。それぐらい教育長は、当時やはり考えが凝り固まっていたのだろうというふうに私は思います。市長の権限抜きに、あの5日の180度の姿勢変換はなかったのではないかと。しかし、これは憶測になりますので、これ以上言いませんが。

最後に、1点お伺いをしたいと思います。教育行政の教育委員会の所管にかかわる問題についての最終責任は市長にないと、これは法律議論は別として、市民には納得の得られない話なのです。それで、問題はどこにあるかという、議会のチェック機能、これは私たち反省しなければならないところなのですが、教育委員5名の中のチェック機能、これもやっぱり重要だというふうに思うのです。それで、現在総務文教常任委員会等で質疑した中では、どういう方を推薦するのだということについて人選をする調査委員会とか、職員会議とか、そんなものすらないのだということなのです。中野区の準公選制は別としても、やはりチェック機能が働くような人材を教育委員として市長が推薦をしていくと、議会に提案をしていくといったようなシステムづくりについて市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 市長の最終責任、教育委員会という制度が、戦後の制度が確立して以来数十年を経てどういう状況になっているのかということ全国市長会の中でもさまざまな議論が行われております。そして、全国市長会は教育委員会の選択制ということ文部科学省に要望を申し入れております。教育委員会という制度がこのままでいいのかどうかというのはこれからの問題であります。一方、今ご質疑のありましたように市民はそう思っていないとする、国民はそう思っていないとする、やっぱり市長の責任というものは法制的にももう少し明らかにした方がいいだろう、そういうふうにも思います。それから、教育委員会がレイマンコントロールをしっかりとやっていくという前提に立って人材を、適材を得て、議会の同意を得て、市長が選任をさせていただいているものであ

ります。今後ともそういうレイマンコントロールがしっかり行われると、市民の皆さん方の視点に立った教育行政の基本方針がそこで決まってくると、そういうことを前提とした人材をしっかりと選任をしたいというふうに思っております。ただ、今回の出来事に関しては、教育長も辞任の一つの理由として明確に言っておりますのは、教育委員会自体に適切な情報提供を行わなかった私の責任が大きいということも辞任の一つの理由であります。私は、そういう意味ではやはり適材を得ているわけでありますけれども、同時に教育行政の執行に責任を持つ教育長の立場というものも、教育委員会との連携をしっかりとやらない限り適正な人材が生きてこないという反省も持たなくてはならぬのではないかとこのように思っております。そういうさまざまなことを市長部局としても反省に立って、市長責任のある部分についてしっかりと対応していきたいというふうに思います。

○議 長 清水議員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これをもちまして行政報告を終わります。

この辺で昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 報告第1号 専決処分について（滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）

○議 長 日程第4、報告第1号 専決処分について（滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 報告第1号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項につきましては、滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例でございます。こども発達支援センターの利用料につきましては、本年4月1日施行の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準、平成18年厚生労働省告示第169号による額としておりましたが、去る9月29日、厚生労働省よりこの基準の改正告示が出され、施行日が10月1日のため議会招集のいとまがなく、専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、お開きをいただき

たいと思います。第6条、利用料の徴収でございます。これまで「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）による額」としておりましたが、改正後は「（平成18年厚生労働省告示第523号）による額」とするものでございます。

なお、附則でこの条例の施行日を平成18年10月1日とし、第2項で経過措置といたしまして基準が4月、10月に改正をされ、それに合わせ、発達支援センターの利用料を年に2回改正することになりますと、利用者への影響も大きいことから、当分の間改正前の利用料としたいとしますのでございます。

専決処分年月日は、平成18年9月29日でございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第5 議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第5、議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第5号）、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

○助 役 ただいま上程されました議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第5号）についてご説明させていただきます。

第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ972万5,000円を増額し、予算の総額を209億5,130万4,000円とするものであります。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

内容につきましては歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。6款1項2目農業振興費、補正額789万3,000円は、園芸振興に要する経費の補正でございます。当初予算では、ビニールハウス資材費に対する助成として16棟分160万7,000円を計上しておりましたが、このたび花卉15棟、トマト12棟、合計27棟に対し、道から950万円の補助を受けられることとなり、市の会計を通して補助金を交付することから、その差額789万3,000円を補正したいとするものでございます。

10款1項3目教育振興費、補正額882万4,000円は、新規事業として心の教育推進に要する経費の補正でございます。前段市長が口頭報告した緊急プログラム、中長期的なプログラムに基づいて補正するものであり、事業内容としましては組織及び相談体制の強化、いじめ根絶のための啓発事業の実施、各学校保護者との連携強化、学校現場における指導体制の充実強化、調査プランの作成としています。補正予算として計上させていただく内容といたしましては、相談体制強化の一環として10月末まで道教委の派遣事業として配置しておりますスクールカウンセラーにつきまして11月以降も配置したいとするもので、カウンセラー報酬が300万円、プラン作成に当たり、専門家の招聘や講演会開催等の講師謝礼として180万円、これら講師招聘に伴う旅費、調査のための旅費60万円、心の教育に関する図書を各学校に配置するための図書購入費100万円を含み、消耗品費150万円、保護者との連携強化、家庭教育の支援としてPTA活動支援事業補助金70万円、いじめ相談電話の24時間体制整備、いじめ相談メール開設のための備品購入費15万円、通信運搬費5万円、啓発のための印刷製本費82万4,000円、その他各事業等に係る手数料20万円、合計で882万4,000円となっております。

次のページをお開き願います。13款1項1目職員費、補正額699万2,000円の減は、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う特別職給与等の減額並びに10月16日付の懲戒処分に伴う職員給与等の減額でございます。市長の給与等の減額につきましては、給料減額50パーセント3カ月分、11月から1月まで95万1,000円の減、期末手当減額50パーセント77万4,000円の減、これらに係る共済費53万2,000円の減、計225万7,000円の減であります。懲戒処分に伴う職員給与等の減額につきましては、給料191万円の減、手当282万5,000円の減、計473万5,000円の減となり、合計で699万2,000円の減額でございます。

以上、歳出合計で972万5,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。16款2項4目農林業費補助金、補正額950万円、19款2項1目基金繰入金、補正額160万7,000円の減は歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金、補正額183万2,000円は、補正に伴う一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

歳入合計で972万5,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

引き続き、議案第2号のご説明をさせていただきます。議案第2号 特別職の職員の給与に関する

る条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

学校を設置する立場、また教育委員の任命権者である市長として、市民の皆さんに多大なご迷惑をおかけしたことに對する責任をとるため、みずからの処分を決めさせていただき改正でございます。

附則第3項の特例措置を改正し、平成18年11月から平成19年1月までの3カ月間現行の給料月額100分の50を減額する規定とするものであります。

以上で議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、5点にわたり質疑をしたいと思います。

まず、11ページ、職員費ですが、懲戒処分の理由につきましては総務文教でもご報告されておりますが、その処分理由についてももう一度この場でご説明をまずいただきたいと思います。

2点目は、心の教育推進プランを進める上で緊急、そして中長期ということではありますが、やはり緊急プログラムを進める上でも12月に報告書が出されるということになっておりますが、総務文教でも道教委に対して近々報告がされるということでもあります。そういう点で道教委に出す報告を中間報告的な位置づけとして議会に示す。教育委員会に、これはもちろん教育委員会が作成をするわけですから、これを議会にも示すということについてのお伺いでございます。

3点目は、何より大事なものは真相究明だと。この問題では今どういう状況にあるかということ、いじめが自殺の原因だったということは認めたが、いじめの実態については何一つ明らかにされていないと、何一つと言っても過言ではない状況だと思います。これがこのプランの中でしっかり行われる保障について伺いたいと思います。

4点目は、カウンセラーのあり方ということでお伺いしますが、総務文教常任委員会では生徒に對して自殺を図る前の生活がどうだったのかと、そして今どんな不安があるのかというようなカウンセリングを行っているということなのですが、住民説明会でも出ました。専門家もいろんな形で述べられていますが、やはりいじめが自殺の原因だったということが認められて、その事実とどう向き合うのかということが欠かせないだろうと。そういう点で今の派遣されているカウンセラーが果たして十分なカウンセリングができる能力、経験があるのかということも少し考える必要があるのかなと。そういう点でカウンセラーの専門性ですとか、能力等について十分と考えているかどうかについて伺います。

まず、この4点をお伺いしたいと思います。

○議長 助役。

○助役 まず1点目、懲戒処分の件についてお話し申し上げます。

市長部局の中に職員懲戒審査職員会議とございます。私が委員長になっておりまして、その中で計3回開催をして、その間に本人お二人の事情聴取を含めて、それから直接、間接の総務文教常任委員会でやったケースもあるし、私も直接入りながらやったケースもあります。そういうことで事

情聴取もしながら、慎重に審査を第3回にわたってさせていただきました。その処分については、地公法上の第30条、第32条、第33条、第35条ということで、法令等に従う義務、また服務の基本基準、職務に専念する義務、信用失墜の禁止などの項目のもとでそれぞれ審査を行いまして審査した結果、2カ月の停職という処分を会議で決定していただきまして、それを決裁として市長に上げて決定をしたという中身でございます。

○議長 部長。

○教育部長 2点目のご質疑でございますプランの長期プログラム、あるいは緊急プログラムと、それから道への報告書、あるいは今まとめようとしております12月までの報告書の関係ということでございますが、道に出す報告書につきましてはいわゆる教職員の処分等に係る報告書が今想定をされております。その中で当然今回の事件に関します報告も含まれているということになりますので、その部分につきましてはこれから進めようとしております我々の検証作業と、あるいは道との報告書、そのタイミング等については道教委の方と連携をとりながら進めたいというふうに思っておりますし、必要に応じては議会の方にもお示しをしたいというふうに思っております。

それから、3点目の真相究明ということで、今回12月までに目標としております検証の結果につきましても、当然プランの中で生かしていくということにもなります。同時並行的に進む分もあるかと思いますが、いじめをなくするという全体のプログラムと、その中で今回の事故がどういう位置づけにあるのかということもあわせて、この先の作業として検証が必要になっていくのだろうというふうに思いますし、そのことが具体的な行動プログラムにあらわれてくるというふうに考えております。

それから、4点目のカウンセラーのあり方ということなのですが、今補正の方でご提案をしましたカウンセラーにつきましては、事故当時から児童に対しましてカウンセリングを行っている方と同一人物ということで今のところ考えております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、懲戒処分についてなのですが、今回の処分を受けた職員は、いわゆる個人的な金銭やプライベートにおける法律違反、業務上横領とか、そういったものではなく、純粋に職務上の問題なのです。それで、この間の職務というのは教育長の絶対的な権限のもとで校長、そして教育部長、指導室長がチームとして行ってきた中身だと思います。そういう点でいわゆる教育部長や指導室長の個人的な問題ももちろんあるのですが、組織の中で意に反してやってしまった行為とか、言ってしまった言葉とか、こんなことが多々あったのではないかと思います。そういう点で情状酌量という、そういうことはどういうふうに検討されたのかということが1点目。

そして、2点目としてはやはり組織の中で単なる上司ではないです、教育長というのは。絶対的な権限とも言える、こういう関係の中で自分の意思を通すということはかなり大変なことだろうと。そういう点でこういったところで働く職員にとっては非常にストレスだけでなく、自分の理性に反することまでもやるか、やらないかを問われるようなことがあったのではないかとというふうに思うのです。そういう点でこういうときの逃げ場、ちょっと抽象的というか、余りにも漠然とした言

い方なのですけれども、逃げ場というか、内部告発できる場所とか、こういったものがあれば、また違った展開になるのかなど。今回ということでは、恐らくそういう場所はないと思うのですけれども、今滝川市の教育委員会や市長部局にそういったような制度というのはないのでしょうか。そういう制度があっても使わなかったということなら、また別ですので、そこもお伺いをしたいと思います。

次に、真相究明及び中間報告についてはご答弁で了解いたしました。

カウンセラーについてですが、やはりこの1年間いじめがなかったということで過ぎていく、調査も教職員に対しては個別に行ってきたと、こういう中で1年前のことを教職員に、私は生徒に対しては今の時点では聞くべきではないというふうに思っていますが、教職員に対して聞くにしても、教職員も非常に真実を語るというのは勇気が要ることで、ここもやはり考えたカウンセリングということが必要だというふうに思うのです。ですから、これまでのカウンセラーというよりは、やはりこじれた中身を解決できるような生徒に対するカウンセリング、そして同時に教職員に対しても私はカウンセリングというか、教職員の心を考えながら個別調査を行うと、こういったことができるような専門家というか、こういったものも必要なのかなというふうに思います。必要性等についてお考えを伺いたいと思います。

○議長 長 助役。

○助 役 私どもの審査の中で情状酌量の点、それから組織の一員としてというお話もございましたけれども、私どもとしては管理監督の任にあったお二人方それぞれ事情聴取をして、それぞれの経過の中で、この時点でチェックを凶っていただければもう少し早く対応が可能だったのでないか、程度だとか含めて、それぞれ時系列ごと含めて行いました。その中でやはり管理監督者としての責任は重いと、多重性を重ねていると、そういうことから私どもとしては処分をした、職員会議としては経過であります。

それと、ではそういうことに対してストレスがたまって、どこに告発的な要素ができるのかということでしょうけれども、これについては不利益処分でもありますから、そういうことに対しては監査委員の方にも、事務局になっているところにも不利益ということであれば当然主張もできるでしょうし、私どもとしては職員会議としては適正な基準のもとで、法律にのっかって適正にしたということで認識しております。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 スクールカウンセラーの業務と申しますのは主に児童生徒が中心ですが、もちろん教師、あるいは保護者に対してもカウンセリングを行っております。ただ、スクールカウンセラーが今回の事故に対します調査のような形でのカウンセリングというのは、本来のスクールカウンセリングの範疇ではございませんので、スクールカウンセラーの方にそういったような調査等についてお願いをするという考えではございません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 プランについて住民会でいろいろ指摘をされたと思います。急ごしらえではないかと、あるいはここでの改革と行動プログラム等は全国でいろんな事例があって、それを引っ張ってき

て滝川ナイズするということも可能であり、こういうところに230万使うのはどうかとか、あるいは全体で800万を超える予算ですが、果たしてどれだけ効果が上がるのかということも言われていました。いろいろあるのですけれども、このプランの具体化されている今の状況があります。しかし、新体制が発令されたのが16日ですから、この議会の議案が提案されたのが19日ですか、だからわずか3日後にこういった補正予算が提案されているといったことも考えると、具体化された中身についてはまだまだお金の効果をしっかりと出すような検討が必要ではないかというふうに考えますが、お考えを伺いたしたいと思います。

○議長 教育部長。

○教育部長 これまで今後の対応に係ります説明会につきましては4回開催をしてきました。議員さんのおっしゃられるとおりまだ未成熟な予算も含め、緊急プログラムではないか、あるいはもっともっと現場の声を聞いてやるべき、それは学校も、PTAとかも含めてということでございます。多くの意見が出されておりますので、それらのものも着実に実行するというのは、予算の執行というわけではなくて、効果を見きわめた上でこの先予算の執行というものについては努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○清水議員 終わります。

○議長 長 清水議員の質疑を終わります。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、市民の声連合の渡辺精郎です。私は、議案第1号の補正予算につきまして質疑をしたいと思いますが、その中心は心の教育推進プランに要する経費882万4,000円の中で質疑をしたいと思います。およそ3点にわたって、その中で小さく一、二がありますから、午前中と同じように答える方もその点を言ってからお答えいただきたいと思います。

まず、それでは1点目であります。指導室、それから学校教育課、これが統合された、そういうことでの予算であります。それによって指導体制を強化すると、こういうことですが、実はやっぱり学校教育課は今後も残るのですが、指導室というのがあいまいな形に何かなりはしないかということでもあります。つまり室長をどうするか。午前中にも申し上げましたように法律的には、これは室長、室長ということで滝川はいつているのですが、これは指導主事というような資格であります。これは、当面は何か今の形で理解いたしますが、今後この指導主事というものを滝川でどうするか、この問題になると思うのですが、この方針を、今の段階で結構ですが、これをやっぱり一応明らかにしておいていただきたいと思います。これが小さな1点目でございます。

2点目なのですが、指導室にかかわるところで教育指導委員とやらが退職校長3名の嘱託職員ということで、先日総務文教委員会の中で予定者が発表されましたけれども、いずれも今言ったように退職校長3名なのですが、その中の1名はたしか空知教育センターの方の副所長で、忙しい仕事をしているはずなのです。私は、空知教育センターの代議員でございますから、市長にかわって出ているのですが、そこで副所長であるお一人がこちらの業務にこうやってかかわってくると、空知教育センターの副所長の方の仕事はどんなふうになるのか、そこら辺の見解を述べていただきたいと思います。

2点目にまいります。先ほどの清水議員の関連であります、スクールカウンセラーの配置なのですが、清水議員とまた別な観点で、江部乙中への道教委派遣のカウンセラーが10月31日までなんていうような、これを延長してもらうぐらい。10月31日なんて、もうすぐではないですか。つまり今年度中とか、また明年度中もお願いしますとか、何かやっぱりそれぐらい大きくしっかりと出さなければいけないのではないかなと思うのですが、予算の関係で言えばそうなのですが、実は今後のために江部乙中には生徒指導の教員を1名加配する、これぐらいのやっぱり予算をしっかりとつける必要があるのではないかなと、こういうふうに思うのですが、その検討はいかがでしょうか。

3点目にまいります。学校での取り組み、校長のリーダーシップや指導体制のバックアップ予算と載っておりますが、学校でのリーダーシップは校長であっても、校長というのは大体2年ぐらいで目まぐるしく異動するわけでありまして。管理職は、実質的には力が発揮されないときもあるわけでありまして。このとき教職員集団がやっぱりしっかりとまとまっていなければいけないと。ばらばらな指導体制では、いかに校長の指導といっても、これは結果的には子供の指導にすき間ができて、いじめを見逃すと、こういうような体制になりかねないと思うわけでありまして。したがって、トップダウンの教員研修会とか、そういうものだけではなく、民間教育団体とか、教職員組合の教育面での活動とタイアップするなど、講演会とか、実践の交流会、こういうものを協力し合って開く努力が必要でないかなと、こういうふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 教育部長。

○教育部長 初めに、1の1ですか、指導室の関係でございますけれども、議員さんおっしゃるように指導主事の方につきましては現在いないということになりますので、これについては早急に補充していただけるよう道教委の方に要請してまいりたいというふうに考えております。

それから、1の2になります。センターの副所長との兼務という形でございますが、現行も兼務という形になっておりますので、事務的な部分ですとか、そういうような部分をサポートするという意味で今回事務方の方の職員を2名を配置をして、5名体制でという形で臨みたい。それに指導主事が来ていただければ、その方も加わってくるという形での体制で臨みたいというふうに考えております。

それから、2番目のスクールカウンセラーの関係ですけれども、まだ道の方の決定がされておられません。今回の予算計上としましては、道の予算のいかんにかかわらず、うちとしては短期でも配置をしたいという考えでございますので、結果として道の方で長期間の配置が可能であれば、その分については不要になるのかなというふうに思っております。

それから、3点目の学校での取り組みの部分につきまして、前段申し上げましたようにこのプランを実施をしていく緊急プログラムを含めてですけれども、教育委員会の事務局の方からも一方的にといい形ではなくて、学校教員の方、保護者、社会、地域、そういったような方々と出て、同じ目線でこの問題を見ていけるかということが、これは長く続けていく、あるいは実効性を持たせるための方策だというふうに思っております。決して委員会の方から一方的にといいことでは考えておりません。

以上です。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 新しい教育部長、なかなかいい答弁で、前向きでないかなと思っておるところでございますが、そこで1点だけ、道教委へ要請するのは結構なのですが、道教委は結果的には2名というようなこと、滝川に派遣しているのは2名というようなことにならないかどうか。そこら辺やっぱり現在までの方を道の方に戻して、そして新しくどなたか指導主事来てくださいと、そういうふうにならないのですか。現在のままで新たに指導主事を1名ということにはなるのでしょうか、ならぬのでしょうか。何かもう既に滝川には1人それは配置したのだよと、こういうことを言われないのでしょうか。ここをはっきりさせてください。

○議長 長 教育部参事。

○教育部参事 指導主事については1名配置していただいておりますし、この方も滝川市で給料を支払っています。そして、今部長が言いましたようにもう一名配置してほしいということで道教委に要請しておりますので、それはなるべく早く要望にこたえたいということでございますので、最終的に2名配置という形になるかもしれません。そういうことを願っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 はい、わかりました。そのようなことでぜひお願いします。

それで、先ほどのスクールカウンセラーのことに関連して、28名のクラスを例えば二つに分けるとかも、そういうことも、やっぱり加配ということを先ほど申し上げましたが、そんなことも明年度の予算の中でももしできればというようなことを要望して、終わりたいと思います。

○議長 長 渡辺議員の質疑を終了いたします。

ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。大谷議員。

○大谷議員 市民クラブの大谷です。市民クラブを代表して、心の教育推進プランに要する経費等の補正予算に対しまして、意見、要望を付して賛成の立場で討論をいたします。

今回のいじめについては、大きな社会問題となりました。このことを反省し、二度とこのようなことを起こさないためにいろんな計画が盛り込まれようとしていますが、これまで教育委員会は一番学校や子供たちの状況を把握している教職員の声を聞こうとする態度に欠けており、一方的に通達や命令でおろされるものが多く、意思の疎通がきちんと図られなかったことが多々ありました。特に教員研修に当たっては、自分の学校の実態に合った講師の選定や研修内容など教職員の意見が十分に取り入れられるようにすることが大切であります。また、学校に競争原理を持ち込み、子供たちの心にゆとりのない状況をつくり出すこともいじめの原因の一つに挙げられております。教職員と児童生徒が触れ合う時間を多く確保できるように配慮し、お互いに学級集団を高め合い、子供たちがみずから育っていく環境づくりが大切です。心の教育推進に当たりまして、この計画は短い

期間の中で決められたプランであり、実施しながらよりよいものに変更することもあるかと思いますが、その際押しつけや形式的なプランになることのないように保護者、教職員、地域住民の声を十分に取り入れられることを強く要望いたしまして、心の教育推進プランに要する経費の補正予算に対する賛成討論といたします。

○議長 討論ほかに。三上議員。

○三上議員 先ほど上程されました議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算案並びに議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど市長より行政報告がありました。今回の江部乙小学校の女子児童の自殺は、1年を経てその原因がいじめによるものであったことが明らかになりました。10月1日の報道以来全国の皆さん、市民の皆さんより私のもとに多くのおしかりの電話、メールが寄せられました。私自身その一つ一つに誠心誠意おわびを申し上げ、答えてきたつもりでございますが、全国の皆さん、市民の皆さんは今後も引き続き再発防止への動向、そして議会としてのチェック機能が健全に作用しているかどうかを注目されると思います。市長は、住民説明会でいじめ防止対策が日本一になるようリーダーシップをとっていきたくと話されております。その思いは議会としても、議員としても同様でございます。新体制となった今いじめによる女子児童の自殺に対し、猛省し、いじめを学校現場はもちろん地域社会においても二度と起こさないよう、我々一人一人がいじめのない社会にしていかなければいけないと考えております。いじめは絶対に許されないという正しい認識を持ち、学校、地域、家庭が一体となり、いじめは絶対に許されない地域社会を築いていくことが今後の信頼回復につながると考えております。いじめや暴力をなくすためには勇気が必要とされております。悪に屈しない勇気、悪を傍観しない勇気、それらが総結集されたとき、いじめや暴力もすごと退散していくに違いないと、ある指導者は話されております。学校現場においては児童も、教師も勇気を出して一歩前へ進むことが求められております。

今回新体制において提案されました心の教育推進プランに若干補足的に提案させていただき、改革の歩みを全市一丸となって進めてまいりたいと考えております。まず初めに、学校現場においてであります。学校は、子供にとって楽しく学び、生き生きと活動できる場でなければなりません。そのためにいじめを許さない学校、いじめを起こさない学校を目指し、学校運営の総点検、改善に努めていただきたいと思います。また、教師、養護教諭はもちろんのこと、学校栄養職員、学校事務職員、業務主事までの全教職員が構成員となる校内いじめ対策委員会を校長のリーダーシップのもと設置し、教職員の緊密な情報交換やいじめ問題への対応を全教職員が共通理解のもと連携、協力する体制づくりを行っていただきたいと思います。

次に、教職員の共通理解と指導力向上を図るため、校内研修として全教職員の参加による事例研究やカウンセリング演習など実践的な校内研修ができるよう努めていただきたいと思います。その一つとして、昨年の議会でご提案申し上げました学校の実情に即したCAP教育プログラムの自校化の推進でございます。CAPとは、わかりやすく人権の概念を教え、子供がいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といった、さまざまな暴力に対処する方法をロールプレイングを通して実践的に子

供、親、教職員、地域の人たちに教えるプログラムです。このような学習プログラムを実践することで、道内のある学校では子供たちみずからクラスにいじめ対策係を設置し、クラス内で情報交換をし、クラスからいじめを撲滅したとの好事例がございます。

次に、地域においてであります。いじめ問題の解決のためには、地域社会でのさまざまな取り組みが今まで以上に必要となつてまいります。例えば教育委員会、市長部局、学校、PTA、青少年育成会、児童館構成員、児童委員、町内会、婦人会、警察、商工会議所、スポーツ少年団、スポーツ指導者、団塊の世代の退職者などの代表から成るいじめ根絶推進本部を設置し、地域を挙げたいじめ根絶運動を推進するとともに、子供たちにもさまざまな社会体験、生活体験、自然体験などを提供する地域活力、民間活力を最大限に生かすことが今後重要となつてまいります。例えばこの組織が主体となり、いじめ問題をテーマとする市民大会の開催、いじめ根絶ポスターの作成、配布、いじめ根絶推進強化月間の実施など全市民を巻き込んでの活動へと広げることが肝要だと考えます。

最後に、家庭においてでございます。本来子供たちの心の居場所は家庭でございます。子供の日常生活に十分目配りをしていただくことが保護者の役割でございます。子供は、いじめられているということを打ち明ける恥ずかしさを持っているのです。また、親に心配かけまいとする優しさなどから、親にも打ち明けられずに悩んでいることが多いそうです。家庭での教育は、人間として備えるべき基本的な考えや、善悪の判断、正義感、他人への思いやりなどを身につけさせる最初の場であります。このようなことから、家庭教育の支援は今後ますます重要になつてまいります。家庭において子供が悩みを気軽に打ち明けられるような雰囲気づくりが何よりも大切であり、安心して保護者に悩み事を相談できるようにしておくことが必要であります。そして、何よりも家庭で生きることのすばらしさや命のかけがえのないことをしっかり話し合い、正しく理解させることが親としての責務でございます。その意味において、全国各地で活躍されております夜回り先生こと水谷修氏の15年間の活動体験を通しての講演を全市民に聞いていただくことも、家庭教育の再認識のためにも効果的であると考えます。水谷修氏は、過日自分の子供が暗い部屋の中で目に涙をため、眠れない夜を過ごしている、そのことを知らない親がたくさんいるのです、そしてある子供は夜のまちをさまよい、ある子は生きることをあきらめてしまう、子供はみんな真っ白な心で生まれてくる、それを汚し、踏みにじっているのは大人なのですと語っておりました。

滝川市が今回の事件に対して全国の皆さん、市民の皆さんから寄せられた多くの批判、おしかりを愚直に受けとめ、新体制のもとスタートされたことは公明党としても評価させていただきます。悪い者をいじめることは人間として絶対に許されない、いかなる理由があろうともいじめる側が100パーセント悪いとの認識を学校現場の教師、児童生徒、保護者、地域のすべての人たちが共通認識として持ち合わせたとき、この滝川からいじめが一扫され、いじめ防止対策で日本一になることを確信し、賛成討論とさせていただきます。

○議長 ほかに。清水議員。

○清水議員 私は日本共産党を代表し、議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算及び議案第2号 特別職の職員給与に関する条例の一部改正に関する条例を可とする立場で討論を行います。

昨年9月9日に教室で自殺を図り、ことし1月6日に亡くなられた児童はつらい気持ち、訴えを遺書に託しました。しかし、当時の教育長と事務局、校長は1年間いじめを認めず、虚偽の報告をしていました。マスコミ報道が一斉に行われる中、今月2日に行われた緊急記者会見で教育長はいじめの事実が把握できないので、いじめとは認められないと述べ、3日後に一転いじめを認めました。市民は、教育長と校長らのこのような不可解な対応に疑問を抱いたままであり、真相解明はこれからの状況です。

一方、教育長が虚偽報告、事実隠しをしたとはいえ、市議会、教育委員会がチェックの役割を果たせなかったことは事実です。このことについて日本共産党の活動も不十分だったことをまず市民の皆様におわび申し上げます。今回提出された補正予算は緊急、中長期のための予算です。しかし、新体制になってわずか数日で作られた案であり、まだ検討不足ではないかと、住民懇談会でもさまざまな指摘や提言がされました。これらの意見にこたえる必要があります。

今最大の問題は、自殺の原因はいじめと認めたが、いじめの実態は何一つ明らかになっていないことです。検証作業においては、教職員に対する個別の再聞き取り調査は不可欠です。真相解明なしに、亡くなられた児童の最期の訴えにこたえることはできません。そのためには、1年たった状況で真相究明するためには、いじめについての専門家の活用も必要ではないでしょうか。

また、懲戒処分については今回2人が処分されました。問題は、この2人の職員にその責任をかぶせるべきではなく、教育委員会の事務局内の物が言えない体質の改善や、教育委員会と市長部局の連携のあり方、市長の任命責任の果たし方など今後の検討が必要です。

最後に、処分された2人については、教育長の絶対的権限のもと組織の犠牲、現在の制度の犠牲者であるとも考えます。教育長も含め、全国的なバッシングを受けた精神状況は予想を超えるものと考えます。カウンセラーを派遣するなどこれ以上の犠牲者を職員にも出さない対策を求め、賛成討論とします。

○議長 ほかに討論。窪之内議員。

○窪之内議員 私は、議案第1号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第5号）及び関連議案第2号を可とする立場で討論を行います。

全国規模で取り上げられたいじめによる児童自殺報道は、さまざまな波紋となって広がりました。その波紋の一つ一つを前進的な方向で解決していくためには、課せられた課題は大変大きいと考えます。大人の社会にあるいじめ、セクハラ、暴力、DVなどの中で育つ子供たちにとって、いじめをなくす社会環境が形成されていないことを私たち大人の責任として受けとめなければなりません。こうした社会を変えていくことなしに、真の解決とはならないのではないのでしょうか。

今後の具体策についてですが、第1に遺族への真心込めた対応と精神的なケアについて第一義的に行うよう求めるものです。第2に、いじめ根絶のために掲げられた心の教育推進プランに掲げられた具体的な施策ですが、推進していく中でより充実したものとして発展させられるよう求めます。第3に、遺族は言うまでもなく、心の傷を負った児童や保護者など多くの人がいます。こうした心のケアについても見落とすことなく進められるよう求めて、討論といたします。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎であります。私は、議案第2号のみの討論とさせていただきますと思います。

今回の教育委員会や学校の一連の諸問題は学校設置者として、そして教育委員会の委員や教育長、そして職員の任命権者としての市長の責任は重大であります。午前中の質疑でも明らかになりましたように10月2日の市教委の記者会見を後押しし、いじめとは認められない、遺書ではなく、お手紙、原因はわからない、したがって長引いた、慎重に調査した、こういう市教委の主張を認めた責任は一時的であっても重大であります。今回は、情報社会の中で滝川の教育委員会の常識は厳しく断罪されたわけであります。教育委員会の体質の甘さ、教育長の保身からか、いじめによる自殺という教育統計にカウントされることを避けようとする縛りにこだわりまして、結果的に隠ぺい体質と指摘されるに至ったのであります。このことは、田村市長としても同じ体質が問われるのであります。さきの教育長は、私と同じ学校に勤務した同士であっても、私の質疑や提案、意見にはほとんど耳をかさず、官僚的教育委員会運営をしたことを指摘しておきたいと思ひます。

全国的に常識が通じない滝川市教育委員会と指摘もされました。それは、とりもなおさず田村市長の姿勢そのものに通じるかもしれません。正義や常識を狂わせることのないように市政運営をされることを望み、私の討論を終わります。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号及び第2号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2件はいずれも可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成18年第4回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時04分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員